|  |
| --- |
| **第１章　総　論** |

**１　計画策定の趣旨**

　第５期埼玉県障害者支援計画は、令和２年度に計画期間が終了します。

　このため、障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法の施行、障害者雇用促進法やバリアフリー法の改正、埼玉県ケアラ－支援条例の施行など障害者を取り巻く動向や、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会状況を踏まえ、令和３年度を計画初年度とする第６期埼玉県障害者支援計画を新たに策定するものです。

**２　計画の概要**

**（１）計画の性格**

　　本計画は、障害者基本法第１１条第２項、障害者総合支援法第８９条第１項及び児童福

　祉法第３３条の２２第１項に規定する計画として位置付けられるものです。

　　本計画は、本県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サー

　ビス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進

　を図るものです。

　　本計画は、県の総合計画である埼玉県５か年計画の分野別計画として位置付けられ、埼

　玉県地域保健医療計画、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県高齢者支援計画、埼玉県子育て

　応援行動計画、埼玉県ケアラ－支援計画など関連する他の県計画との連携・整合を図った

　計画です。

**第６期埼玉県障害者支援計画**

**障害者基本法による**

**障害者総合支援法による**

**「障害福祉計画」**

**「障害者計画」**

本県全体の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

本県施策の実施計画（障害者

への理解、地域生活、就労、

教育、まちづくりなど）

**児童福祉法による**

**「障害児福祉計画」**

本県全体の障害児福祉サービ

スの見込量

**（２）計画の期間**

　　令和３年度から令和５年度まで（2021年度～2023年度）の３か年とします。

　　第７期計画は、この計画を令和５年度に見直して作成する予定です。

　　計画期間中に法改正及びそれに伴う制度改正などがあった場合には、その動向により、

　計画期間中に本計画を見直すとともに、第７期計画を検討します。

**見直し**

**３年度**

**４年度**

**５年度**

**第６期計画**

**第７期計画**

**（３）計画における障害者の定義**

本計画において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機

　能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて、

　障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態に

　ある者とします。

　　なお、１８歳未満の者に対象を限定する場合、「障害児」と表記します。

**（４）計画の基本理念**

　　本計画は、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔て

　られることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社

　会」の実現を目標とします。

**（５）基本的視点**

　　**ア　個人の尊重、主体性の尊重**

　　　　障害者が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され、自らの意思で選

　　　択、決定しながら自分らしい生活を送れるようにすることが必要です。

　　　　こうした考え方の実現に向けて施策を推進し、生活の質（ＱＯＬ＝Quality Of Life）

　　　の向上を図ります。

　　　　また、障害者基本法や障害者差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例などの理念に

　　　基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓

　　　発活動や施策の推進を図ります。

　　**イ　自立した地域生活の実現**

　　　　障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まい

　　　の場や日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備など、

　　　ライフステージのいろいろな場面で、本人が主体的にサービスなどを選択できる地域

　　　生活支援体制の構築を目指します。

　　　　また、障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院しているが条

　　　件が整えば地域での生活が可能な精神障害者についても、本人の意思を尊重しながら

　　　地域で暮らすことができる施策の推進を図ります。

　　**ウ　社会のバリアフリー化の推進**

　　　　社会があらゆる場面で「バリアフリー」であることは、障害者だけではなく、全

　　　ての県民の暮らしやすさにつながるものです。

　　　　県民の誰もがその能力を最大限に発揮しながらいきいきと生活できるよう、建物や

　　　設備などハード面の障壁（バリア）だけでなく、制度や慣例、意識などの心のバリア

　　　を取り除くことも含めて、ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進

　　　します。

　　**エ　安心・安全な生活の実現**

　　　　県民生活に求められる全ての基本は「安心・安全」です。

　　　　県政世論調査においても、医療サービスや防犯、災害対策などへの要望は、近年、

　　　毎年上位を占めており、生活の安心・安全に対する県民ニーズは非常に高まっていま

　　　す。

　　　　また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、障害者の健康や生活に大きな影

　　　響が生じています。

　　　　障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉、保健、医療

　　　体制の整備・充実に努めるとともに、防災・防犯対策の充実や感染症への適切な対応

　　　を図ります。

　　**オ　総合的、効果的施策の推進**

　　　　障害の状態はそれぞれ異なっており、必要とするニーズも多様です。

　　　　その人の状態と環境の両面から生活のしやすさをみていこうとする国際生活機能

　　　分類（ＩＣＦ）の視点に立って、一人一人のニーズに合った丁寧な対応が求められま

　　　す。

　　　　障害者の自立と社会参加を支援するため、福祉、保健、医療、教育、労働などの

　　　各分野の緊密な連携を図ります。

　　　　また、国、市町村、障害者関係団体、事業者などとの協力関係を深め、障害者に

　　　対するきめ細かいサービスの提供や社会環境の整備など、総合的、効果的な施策を推

　　　進します。

　　**カ　SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現**

　　　　国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable

　　　Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性

　　　のある社会」の実現に向けて取組が進められています。わが国においてもSDGs の

　　　実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

　　　　このSDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実

　　　現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつ

　　　ながるものです。

　　　　SDGs では2030 年を年限として、１７の共通目標を提示しています。社会福

　　　祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

　たとえばSDGs の目標３「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障　　　し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えま　　　す。

　SDGs の17 の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していきます。

　　　　　【参考】持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の概要　　　　　出典：外務省ＨＰ

****

**（６）計画の枠組**

　　**ア　施策体系と施策の方向**

　　　　本計画の施策体系として、次の５つの主要分野に区分し、それぞれについて施策の

　　　方向と主な施策をまとめています。

　　　　Ⅰ　理解を深め、権利を護る

　　　　Ⅱ　地域生活を充実し、社会参加を支援する

　　　　Ⅲ　就労を進める

　　　　Ⅳ　共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

　　　　Ⅴ　安心・安全な環境をつくる

　　**イ　数値目標と障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービ**

**スの見込量の設定**

　　　　基本理念や基本的視点に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画として国の基本指

　　　針に示されている考え方などを踏まえながら、県としての数値目標を設定します。

　　　　また、計画期間である令和３年度から令和５年度までの３か年に必要な障害福祉サ

　　　ービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量について定めま

　　　す。

　　**ウ　障害保健福祉圏域の設定**

　　　　障害者福祉は、障害者に最も身近な行政主体である「市町村」を中心に推進して

　　　いくことが基本です。

　　　　しかし、障害者に対応した設備や専門的な知識、経験が必要な施設などについて

　　　は、広域的な視点から地域のバランスに配慮する必要があります。

　　　　本県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮し

　　　て、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県

　　　内を１０地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ります。



**【障害保健福祉圏域】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **障害保健福祉圏域** | **市町村** | **福祉事務所** | **保健所** |
| さいたま | さいたま市 | さいたま市 | さいたま市 |
| 南西部 | 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 | 西部 | 朝霞 |
| 東部 | 越谷市 | 東部中央 | 越谷市 |
| 春日部市、松伏町 | 春日部 |
| 草加市、八潮市、三郷市、吉川市 | 草加 |
| 南部 | 川口市 | 川口市 |
| 蕨市、戸田市 | 南部 |
| 県央 | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 | 鴻巣 |
| 川越比企 | 川越市 | 西部 | 川越市 |
| 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 | 東松山 |
| 坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町 | 坂戸 |
| 西部 | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市 | 狭山 |
| 利根 | 行田市、加須市、羽生市 | 東部中央 | 加須 |
| 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 | 幸手 |
| 北部 | 熊谷市、深谷市、寄居町 | 北部 | 熊谷 |
| 本庄市、美里町、神川町、上里町 | 本庄 |
| 秩父 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町 | 秩父 | 秩父 |

**３　推進体制**

**（１）全庁的な取組**

　　本計画の推進に当たっては、関係部局が連携し全庁的な取組を行うとともに、計画の

　進行管理を行います。

　　また、数値目標などに関する実績を把握するとともに、障害者施策や関連施策の動向な

　どを踏まえた分析・評価を行い、必要に応じ計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じ

　ます。

**（２）埼玉県障害者施策推進協議会における評価**

　　障害者施策の実施状況及び計画の進捗状況などを「埼玉県障害者施策推進協議会」に報

　告し、その評価及び意見を伺いながら、計画の効果的な推進を図ります。

**（３）国に対する支援要請**

　　障害者施策の着実な推進のためには、国、県、市町村という行政機関に限られることな

　く、県民一人一人の参加を得て、皆で地域を支えていくことが必要です。

　　このため、国に対しては必要な措置や支援を要請していくとともに、市町村や県民に対

　しては本県の考えを伝え、協働して施策の推進を図ります。

**（４）市町村計画の策定支援**

　　本県は、本計画が市町村計画に適切に反映され、着実な推進が図られるよう、市町村の

　自主性を尊重しつつ、市町村計画の策定、改訂などを支援します。

**（５）様々な意見の反映**

　　本計画は、「埼玉県障害者施策推進協議会」の意見や、各障害者関係団体、県民の皆様

　からの意見・要望を基に策定しています。

　　これらの意見や要望のうち、直接には計画に盛り込むことができなかった事項について

　も、今後の施策の推進や見直しなどの中で可能な限り反映させることに努めます。